株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号 (本社事務所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5

太洋物産株式会社

代表取締役社長 柏 原

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態にかかわらず、株 主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、書面による議決権行使をおこなっていただく ことをご推奨申し上げます。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月28日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年12月29日 (火曜日) 午前10時

(受付開始は午前9時を予定しております。)

2. 場 所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

偕成ビル 6階 ホール

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の 株主総会会場 ご案内図 をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第80期 (2019年10月1日から2020年9月30日まで) 事業報告、計算書類報告の件

決議事項

第 1 号 議 案 取締役 1 名選任の件 第 2 号 議 案 監査役 1 名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.taiyo-bussan.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
 - 計算書類の 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎本招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.taiyo-bussan.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年10月1日から) (2020年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済は、新型コロナウイルスの世界的な蔓延が、人の流れ、物の流れを阻害し、我が国に於いても国際的スポーツの祭典オリンピックを延期せざるを得ない状況となり、緊急事態宣言は終焉したものの、未だ外食産業を中心とした食品需要は回復に至らず、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商品である食品関連では、外食産業を主要取引 先としていることから、牛肉・加工食品は、需要の落ち込みがダイレクトに販売量 の減少の要因となっており、また鶏肉に於いては、コロナ禍での販売低迷に加え、 オリンピック等の来日客増加によるインバウンド需要を見越した仮需の在庫が市況 を圧迫した結果、販売価格は低迷し、更に期末には在庫調整等の動きもみられ、取 扱数量・売上高とも減少となりました。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したこともあり、割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。車輌・部品等では、当事業年度に入りエンジンの取引が終了していることもあり、売上高が大きく減少となっておりますが、そのの代替商材として、第3四半期より取り組み始めた中国のネット販売会社向けの生活関連商品が、順調に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましては、既存の輸入取引の商流等の変更があり、取扱数量・売 上高とも減少となりました。

この結果、当事業年度における売上高は148億円(前事業年度比 24.1%減)、営業 損失2億67百万円(前事業年度は、営業利益32百万円)、経常損失3億23百万円(前 事業年度は、経常損失39百万円)、当期純損失3億91百万円(前事業年度は、当期純 損失42百万円)となりました。

(2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

(食料部)

牛肉・加工食品につきましては、輸入価格が高値で推移し、消費が敬遠されている中、小売店向けの加工原料等は順調に売上を伸ばすことができましたが、新型コロナウイルスの拡散防止のため、外食の機会が一段と奪われている環境にあり、外食産業向けの販売は、未だ厳しい状況が続いております。鶏肉におきましてもコロナ禍の影響はあるものの、それ以上にオリンピックの延期決定が、市場に与えた影響は大きく、オリンピック需要を見込んだ仮需が在庫の増加となって市況を押し下げる結果を生み、9月に入り各企業において在庫調整の動きが見られ、更に市況が悪化しており、決算期末での商品在庫の評価損を計上せざるを得ない状況となりました。

この結果、当事業年度での売上高は、86億71百万円(前事業年度比 26.0%減)となりました。

(営業開拓部)

農産品につきましては、大豆等で中国などの産地価格が高騰しており、また、産地国の輸出規制の影響を受け、国産品に比して割高感から販売が振るわず売上高を減少させることになりました。化学品もインド、バングラデシュ向けの販売が新型コロナウイルスの影響を受け、売上高を減少させました。車輌・部品等でエンジンの取引が終了していることもあり、この環境下では新たな商談等の機会を得ることが難しく、取扱数量・売上高とも大きく落ち込む結果となりました。この商材の扱い終了に伴い、新たな取り組みとして、中国では通販等を利用した購買需要が旺盛になってきていることから、中国のネット販売会社向けに内外の生活関連商品の輸出を第3四半期から始めており、順調に販売を伸ばすことができました。

この結果、当事業年度での売上高は、31億65百万円(前事業年度比19.1%増)となりました。

(生活産業部)

輸入豚肉につきましては、商流の関係でEU産輸入業務を縮小させ、新たな商機を取り組んでおりますが、このコロナ禍では営業活動も抑えられ、取扱数量・売上高とも減少となりました。加工食品(中国産)は、生産国に対しての風評は大分薄れてきているものの、コロナ禍での消費量は落ち込んでおり、取扱数量・売上高とも減少と

なりました。

この結果、当事業年度での売上高は、29億63百万円(前事業年度比 42.2%減)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位:百万円)

		第 2018年		(2019年度)	第 80 期 2019年10月1日から	(2020年度)	前事業	年度比
			:10月1日から:9月30日まで			構成比	増減額	増減率
食	料部		11,728	60.0%	8,671	58.6%	△3,057	△26.0%
営業	開拓部		2,656	13.6	3,165	21.4	509	19.1
生活	産業部		5,133	26.4	2,963	20.0	△2,170	△42.2
合	計		19,519	100.0	14,800	100.0	△4,718	△24.1

(3) 対処すべき課題

当事業年度におきましては、新型コロナウイルスの蔓延が、外食産業を主要取引先としていることから、食品関連の事業に多大な影響を受けました。牛肉・加工食品は、需要の落ち込みがダイレクトに販売数量の減少の要因となっており、また鶏肉においても、同様な状況であって、加えて、オリンピック等の来日客増加による、インバウンド需要を見越した仮需の在庫が、オリンピックの延期決定とともに過剰感をもたらし、相場は下落し、取扱数量・売上高とも減少となりました。このような相場低迷により、当事業年度末に鶏肉商品の評価損を49百万円計上いたしました。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したこともあり、割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。車輌・部品等では、当事業年度にエンジンの取引が終了していることもあり、売上高が大きく減少となりました。

特別損失として、当社の関連会社である上海太洋栄光商業有限公司がコロナ禍の影響で業績が悪化したため、関連会社出資金評価損を45百万円計上いたしました。また、将来の経費節減を目的とした本社移転を行ったこと等で19百万円計上いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は148億円、営業損失2億67百万円、経常損失3億23百万円、当期純損失3億91百万円を計上することになり、純資産が前事業年度末より3億96百万円減少し、1億58百万円の債務超過となりました。

当社は、第80期事業年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社の主要商品である食品関連に対する需要が大幅に減少したこと等により、営業損失2億67百万円、経常損失3億23百万円、当期純損失3億91百万円を計上したため、1億58百万円の債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、借入債務に関して金融機関から期限の利益を付与して頂いていること、 期末の現金預金残高(14億70百万円)を考慮すると、来期の事業運営に必要かつ十分な 資金があり当面の資金繰りの懸念はないこと等から、継続企業の前提に関する重要な不 確実性は認められないと判断しております。

以上の状況を踏まえ、当社は次の4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでまいる所存です。

①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中で、多様化する顧客の幅を広げ、一次加工品及び加熱加工品を充実強化するとともに、当社が得意とする事業分野で、より専門的な商品を取り扱って利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。また、中国やインド等の内需拡大を受け、日本産の商品、並びに三国間取引を通じて魅力ある商品の提供を行い、利益の創出を目指します。

②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取り引きを行いながら、商機を逃さず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

③機動的な資金の投入

商品の仕入及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

④債務超過の解消

純資産が1億58百万円の債務超過であることから、営業利益の確保のみならず、早 急に増資体制を整え、想定外に発生しうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照 表における純資産の債務超過解消することを必須といたします。

上記方針の下、引き続き「シンカ」を更に提唱し、営業活動に邁進してまいります。

当社におきましての「シンカ」は、物事の意味を深く理解する「深化」、変化する環境に適応し変化を続ける「進化」、モノの本当の価値を示す「真価」を意味してまいりました。全役社員が、今一度その意味を噛み締め、それぞれが関わる「ヒト・モノ・情報」全てに対する関係性をシンカさせ、その関わりの追求から、品質の向上や新たな提案を生み出し、個々の課題に対して的確に応える能力をシンカさせてまいります。

引き続き業容の回復と、財務基盤の盤石化を図るとともに、現在の当社の置かれている環境を、絶好のノウハウ吸収の機会ととらえ、飛躍できる「強い会社」となるよう対処してまいる所存です。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	分	第77期 (2017年度)	第78期 (2018年度)	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)
売 上	高(百万円)	23,819	20,055	19,519	14,800
経常利	益(百万円)	337	16	△39	△323
当期純利	益(百万円)	301	9	△42	△391
1 株当たり) 当期純利益	227円10銭	7円44銭	△32円11銭	△294円79銭
総資	産(百万円)	12,014	11,742	9,684	7,601
純資	産(百万円)	298	288	237	△158
1株当た	り純資産額	225円3銭	217円70銭	179円7銭	△119円26銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 「△」は損失を示しております。

(第77期)

第77期事業年度における我が国の経済は、新興国を含む世界経済全体の景気が緩やか に回復している環境にあり、国内企業の業況等は好調を持続し、国内消費も持ち直しつ つあるとされるものの、その実感が乏しい中で当事業年度末を迎えました。 このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、当期中の年末商戦、 ゴールデンウイークにおいて外食需要の盛り上がりはあったものの、夏場にかけて消費 が徐々に低調に推移し、通期では取扱数量・売上高とも微増となりました。鶏肉につき ましては、昨年末頃からブラジルからの輸入量の減少が顕著になり、2月以降に価格は 上昇に転じましたが、第1四半期会計期間の販売不振分が影響し、通期として取扱数 量・売上高は微減となりました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向 けは堅調に推移したものの、中国産の加工食品が振るわず取扱数量・売上高とも微減と なりました。主要商材の売上高の減少等に対し、新しく生活産業部で取り扱いを開始し たスペイン産の豚肉が大きく売上高を押し上げる状況となりました。この結果、当事業 年度における売上高は、238億19百万円(前事業年度比 17.3%増)となり、営業利益面 では、外食向けステーキ用原料肉で着実に利益が確保できたことや、2月以降に鶏肉相 場が上昇に転じたことで、利益を確保しやすい販売環境となったこと等から営業利益は 4億1百万円(前事業年度は営業損失4億34百万円)、経常利益3億37百万円(前事業年 度は 経常損失 5 億30百万円)、当期純利益 3 億1百万円(前事業年度は 当期純損失 5 億 8百万円)と大幅な増益となり、第76期事業年度で生じました、継続企業の前提に関す る重要な疑義を生じさせるような事象や状況も解消いたしました。

(第78期)

第78期事業年度における我が国の経済は、諸外国間での関税等、貿易政策の推移・変化に注意を要するものの、新興国を含む世界経済全体の穏やかな景気回復が続き、豪雨・猛暑・台風など自然災害が経済活動に影響をもたらす懸念も生じておりましたが、国内企業の業況等も好調を持続している中で、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、現地生産国において依然価格が高騰しており、内外格差が少なくなったことから当事業年度末にかけ、主力の外食産業が仕入れに対し慎重な姿勢であったため売上高が伸び悩み、畜肉調製品の販売も低調に推移したため取扱数量・売上高とも減少しました。鶏肉につきましても、ブラジルからの輸入量は一時落ち着いていたものの、春先から夏場にかけての国内相場の高騰を見込んだ輸入量の増加が上昇相場に水をかけ、再び価格が低迷し始めたことから、販売が低調となり、取扱数量・売上高とも減少しました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向けに堅調に推移し、取扱数量・売上高とも増加しました。

この結果、第78期事業年度における売上高は、200億55百万円(前事業年度比 15.8%減)、営業利益95百万円(前事業年度比 76.2%減)、経常利益16百万円(前事業年度比 95.1%減)、当期純利益9百万円(前事業年度比 96.7%減)となりました。(第79期)

第79期事業年度における我が国の経済は、世界的な政治・経済での不透明感が漂っている中、内需は緩やかな高まりを見せていたものの、猛暑・台風・豪雨など自然災害が生活を脅かし、経済活動に影響をもたらす懸念を抱えながら、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、海外からの仕入価格が上昇を続け、販売単価に転嫁できず、利益率を改善できませんでした。鶏肉も前期末頃からの相場の上昇があったものの、夏場以降、期末に向け相場が弱含みに転じ、売上高・利益率ともに減少となりました。加工食品につきましても、輸入価格の割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。豚肉につきましては、スペイン産豚肉の輸入に加え、新たにオーストリア産・アイルランド産・イタリア産・デンマーク産豚肉の輸入取引も順調に進んだことから取扱数量・売上高とも大幅な増加となりました。

食肉関係以外では、中国向け車輌部品・エンジンは、販売終了に伴い取扱数量・売上高とも減少となりました。農産品につきましては、緑豆の品質が昨年に比べて低下したため販売が伸びず、中国産大豆も品質には問題ないものの、中国産離れの影響もあり取扱数量・売上高とも伸び悩みました。化学品につきましては、韓国向け出荷が落ち込んだこと、当社が取り扱っている日本製の化学品原料の提示価格が、海外勢からの価格に対して競争力を失い、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、第79期事業年度における売上高は195億19百万円(前事業年度比 2.6%減)、営業利益32百万円(前事業年度比 66.4%減)、経常損失39百万円(前事業年度は、経常利益16百万円)、当期純損失42百万円(前事業年度は、当期純利益9百万円)となりました。

(第80期)

当事業年度については、「(1)事業の経過及び成果 に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2020年9月30日現在)

内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は畜産物・加工食品・農産物・化学品・自動車部品など生活用・産業用資材全般にわたるとともに、それらに付帯または関連する業務を行っております。

(8) 主要な営業所等(2020年9月30日現在)

国内: 本社

(9) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

ſ	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	30名	3名減	44歳	16年

(10) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借 入 先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,988百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,884
株式会社みずほ銀行	1,389
三井住友信託銀行株式会社	125
株式会社滋賀銀行	68
株式会社百十四銀行	45

(11) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2020年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式総数 1,328,219株

(3) 株主数 726名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	所有株式数(百株)	持株比率(%)
太洋不動産株式会社	2,470	18.6
株式会社SBI証券	1,080	8.1
大東港運株式会社	921	6.9
柏原 滋	862	6.4
山手冷蔵株式会社	774	5.8
株式会社敷島ファーム	664	5.0
HAITONG INT SEC-CL AC-15		
(PERCENTAGE)	600	4.5
(常任代理人:		
シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	272	2.0
損害保険ジャパン株式会社	373	2.8
HAITONG INT SEC-CL AC-15,315		
(PERCENTAGE) (常任代理人:	328	2.4
(帝は八年八・ シティバンク、エヌ・エイ東京支店)		
株式会社三菱UFJ銀行	182	1.3
1		
株式会社商工組合中央金庫	182	1.3

- (注) 持株比率は自己株式(753株)を控除して計算しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況 (2020年9月30日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

	坩	也不	<u>17</u>			氏	名		担	当	及	V,	重	要	な	兼	職	の	状	況
代	表取	(締	役社	:長	柏	原		滋	管理	本部	管	掌								
取		締		役	姜			偉	食料	部営	業開	月 拓剖	3 生活	舌産						
					(長	長崎	旭	倫)	上海	太洋	栄光	商業	有限	公司	終	経理	!			
取		締		役	橘		素	子												
常	勤	監	査	役	福	中	昇	男												
監		査		役	西	澤		博	税理	士 (独立	役員)							
監		査		役	梅	澤	孝	夫												

- (注) 1.取締役 橘 素子氏は社外取締役であります。
 - 2.監査役 西澤 博、梅澤 孝夫の両氏は社外監査役であります。
 - 3.情報収集の充実を図り、内部監査部門等との充分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査機能を強化するために福中 昇男氏を常勤監査役として選定しております。
 - 4.監査役 西澤 博氏は、税理士として財務・会計に関し高い見識を有された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
 - 5.監査役 梅澤 孝夫氏は、長年、公認会計士として多くの事業会社のみならず、経営全般への助言等の 業務等で活躍されてきており、その経験実績を当社の監査へ反映していただいております。
 - 6.当社は、東京証券取引所に対して、監査役西澤 博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 7.当社と各社外取締役、社外監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額	摘要
取 締 役	5名	36,243千円	_
(うち社外取締役)	(3名)	(3,987千円)	
監査役	4名	8,140千円	_
(うち社外監査役)	(3名)	(3,820千円)	
合	9名	44,384千円	_
(うち社外役員)	(6名)	(7,808千円)	

- (注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2.取締役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議いただいております。
 - 3.監査役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼	職	の	状	況
社外取締役	橘素	子				
社外監査役	西澤	博				
社 外 監 査 役	梅澤孝	夫				

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を22回開催し、監査役会を14回開催しておりますが、橘素子氏は、社外取締役就任後に開催された取締役会18回全て出席し、税理士としての見地から適宜発言いただき、西澤博氏は監査役会の全て、取締役会についても全て出席し、税理士として培われた見識から適宜発言いただき、梅澤孝夫氏は、社外監査役就任後に開催された監査役会11回に全て、取締役会についても18回全て出席し、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⁽注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

^{1.}金額については、表示単位未満を切り捨てております。

^{2.}株式数については、百株未満を切り捨てております。

^{3.}比率については、小数第二位を切り捨てております。

貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位:千円)

1/I		負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,005,516	流動負債	7,596,057
現金及び預金	1,470,162	支 払 手 形	228,588
受 取 手 形	16,021	買掛金	471,072
売 掛 金	2,251,202	短 期 借 入 金 1年以内長期借入金	6,501,858 35,884
商品	2,865,288	未払い金	34,784
前渡金	192,783	未 払 費 用	283,550
前払費用	21,671	未 払 法 人 税 等	7,731
		前 受 金	17,611
未 収 入 金	86,223	預り金	13,471
未収消費税等	98,021	デリバティブ債務	1,504
そ の 他	4,142	固定負債	163,937
固定資産	596,154	繰延税金負債	40,870
有形固定資産	266,890	退職給付引当金	123,066
		負債合計	7,759,995
建物	78,554	純資産の 株主資本	
器 具 及 び 備 品	8,869		△156,819 1,344,975
土 地	165,123	資 本 金 資 本 剰 余 金	1,306,916
建設仮勘定	14,342	資本準備金	1,306,916
無形固定資産	15,021	利 益 剰 余 金	△2,807,742
ソフトウェア	12,162	利益準備金	123,200
電話加入権	2,859	その他利益剰余金	$\triangle 2,930,942$
	1	固定資産圧縮積立金	17,356
投資その他の資産	314,242	別途積立金	3,050,000
出 資 金	160	繰越利益剰余金	△5,998,299
関係会社出資金	89,667	自己株式	△969 ↑1.504
長期貸付金	7,710	評価・換算差額等 繰延 ヘッ ジ 損 益	△1,504 △1,504
その他	216,705	純 資 産 合 計	△158,323
資産合計	7,601,671	負債及び純資産合計	7,601,671

<u>損 益 計 算 書</u> (2019年10月1日から) 2020年9月30日まで)

(単位:千円)

	科		目		金	額
売		上		高		14,800,928
売	上		原	価		14,577,959
	売 上	総	利	益		222,968
販	売 費 及	ひ, 一	般 管	理 費		490,919
	営	業	損	失		△267,951
営	業	外	収	益		37,585
	受取利	息及	び配	当 金	128	
	受 取	. 賃	貸	料	11,333	
	投 資 有	価 証	券 売	却 益	10,801	
	助 成	金	収	入	14,704	
	そ	の		他	617	
営	業	外	費	用		92,834
	支	払	利	息	68,464	
	そ	0)		他	24,370	
経	常		損	失		△323,200
特	別		損	失		65,199
	関係会	社出資	全部	価損	45,924	
	減	損	損	失	5,990	
	本 社	移	転 費	費 用	13,284	
税	引前	当 期	純	損失		△388,400
法。	人税、自	主民税	及び事	業 税	1,927	
法	人 税	等	調	き 額	1,008	2,935
当	期	純	損	失		△391,335

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月27日

太 洋 物 産 株 式 会 社 取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月30日

太洋物産株式会社 監査役会 常勤監査役 福中昇男印 監査役 西澤 博印 監査役 梅澤孝夫印

(注) 監査役 西澤 博及び梅澤 孝夫は社外監査役であります。

以 上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選仟の件

社外取締役橘素子氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、 新たに社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

5.0%な 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
	2003年 12 月 有限会社カームインターナショナル 入社 2011年 6 月 株式会社 Labot 設立 (現 株式会社 Labotホールディングス) 代表取締役社長(現任)	一株

- (注)1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2.日下部繁次氏は社外取締役候補者であります。
 - 3.日下部繁次氏を新任社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

日下部繁次氏は、飲食店向けコンサルタント及び飲食店経営をされており、食品関連事業における新たな商流構築と加工食品全般についてご指導いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

4.社外取締役との責任限定契約内容の概要

日下部繁次氏が当社社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役は3名であり、法令の要請する監査役数を満たしておりますが、監査体制の強化・充実を図るため、新たに社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
新任監査役候補者 、	1973 年 4 月 鈴蘭酒造株式会社 入社 1990 年 10 月 同社 代表取締役社長 就任 2006 年 10 月 株式会社タグチ・エンタープライズ 入社 2014 年 10 月 脳力回復支援センター 開設 代表(現任)	一株

- (注)1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2.久慈修司氏は社外監査役候補者であります。
 - 3.久慈修司氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。 久慈修司氏は農業知識が豊富で、健康食品関連等に関しても高い見識を有された方であり、経営全般に対す
 - 久慈修司氏は農業知識が豊富で、健康食品関連等に関しても高い見識を有された方であり、経営全般に対する経験・実績を当社の監査に反映していただきたいためであります。
 - 4.社外監査役との責任限定契約の内容の概要

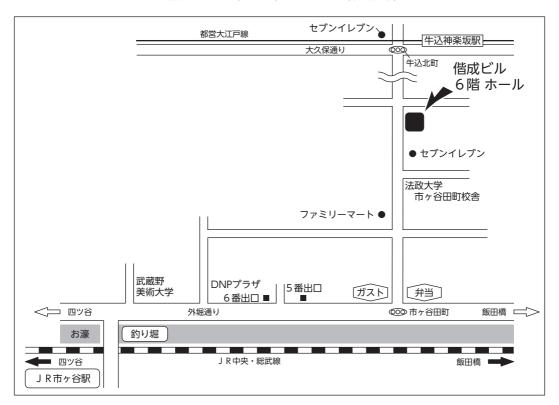
久慈修司氏が当社社外監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第 1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

モ			

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地 偕成ビル 6階 ホール 連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



交通のご案内

最寄駅

JR中央・総武線/東京メトロ有楽町線・南北線 「市ケ谷駅」徒歩8分都営大江戸線 「牛込神楽坂駅」徒歩8分